

和歌山県大規模災害等復旧工事等功労者表彰要領

(目的)

第1条 この表彰は、和歌山県災害対策本部が設置された災害（以下「大規模災害」という。）等からの復旧のため、和歌山県が発注した災害復旧工事又は委託業務を実施した者のうち、迅速な復旧や現場状況への対応等で災害復旧に寄与したものを表彰することにより、県内建設業者等の技術力の向上及び健全な育成・発展に資することを目的とする。

(表彰の実施)

第2条 この表彰は、大規模災害等に係る復旧工事又は委託業務のうち、知事が特に認めたものについて実施する。

(表彰の対象)

第3条 和歌山県大規模災害等復旧工事等功労者表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大規模災害等の復旧に関し和歌山県と請負契約等を締結し、災害復旧工事等を実施した者又は和歌山県との大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づき災害復旧工事等を実施した和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者又は、和歌山県内に住所又は本店を有する委託業者、並びに和歌山県内の建設業団体等とする。

(対象者の選考)

第4条 各発注機関の長は審査会を設置し、対象者を選考する。

2 前項の審査会の会長は各発注機関の長をもって充てる。

(表彰の事務)

第5条 表彰に関する取りまとめ等を行うため、県土整備部県土整備政策局技術調査課に事務局を置く。

(表彰の手順)

第6条 表彰の手順は、次のとおりとする。

- (1) 各発注機関の長は、事務局の依頼により、対象者を選考する。
- (2) 各発注機関の長は、事務局に対し、選考結果等を別記様式にて報告する。
- (3) 各発注機関の長は、表彰式を開催し、対象者に対し、表彰状を授与する。

(その他)

第7条 受賞者に対する地方基準点数及び総合評価方式における加点等の優遇措置は行わない。

2 この要領に定めるもののほか、表彰制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 2月17日から施行する。

この要領は、平成26年 6月27日から施行する。